

市島地域市立小学校統合準備委員会
第13回竹田・前山地域部会 次第

日時：R5.2.14（火）

場所：ライフピアいちじま 研修室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 会議記録の確認

4 協議事項

- ①スクールバス停留所の位置について
- ②校歌歌詞・校章デザインの選考方法について
- ③市島地域市立小学校統合準備委員会（全体会）の在り方について

5 その他

- ①閉校記念事業について

6 次回部会の日程について

- ・日 時 月 日（ ）19時30分～
- ・場 所 ライフピアいちじま研修室

7 閉 会

会議記録

令和4年12月14日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第12回竹田・前山地域部会
- 日時 令和4年12月13日（火）19:30～21:20
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：青木修、余田義信、笹倉博、荻野幸広、藤田泰生、余田亜美
足立和宏、吉見典彦、余田淳子
[事務局]
教育委員会：片山教育長、藤原部長、池内次長、足立次長、船越係長
小田、畑中
[担当課]
ふるさと定住促進課：藤浦課長、足立係長

●内 容

1 統合後の通学支援の在り方について

事務局より11/5（土）、11/29（火）に実施した前山小学校PTAとの意見交換会の結果を説明し、統合後の通学支援の在り方について委員の意見を伺った。

【意見等】

◆副部会長から意見交換会後に話し合った前山小PTAの意見の発表があった。

《要旨》

- ・意見としては各説明会の議事録に書いてある通りであり、最終的には専用バスを希望するという結論に至った。
- ・前山小PTAとしては路線バスの運行に反対しているわけではないということは理解してほしい。通学支援と地域交通の充実は分けて考えてほしい。
- ・統合準備委員会全体会では前山以外の地域の委員がいるが、これだけたくさんの協議を重ねた前山地域の意見を尊重した決定をしてほしい。

◆教育長より路線バスによる通学支援に関する市の考え方等について説明を行った。

《要旨》

- ・市内の公共交通を表した地図を見ると、市島地域だけ路線バスがない状況にあるため、生活を支えるためにも路線バスを運行したいという想いがあり路線バスを提案している。
- ・春日地域では路線バス通学を行っている児童がおり、そこでは数人の乗車だが必要な路線として維持されている。氷上西高校に通学している生徒の中にも路線バスの充実により、自転車通学が、路線バスと電車の乗り継ぎで学校まで行けるようになった方もいる。
- ・前山小校区の児童が路線バスで通学しなかったため、路線バスが運行しなかったという考えは全くない。ただし、ある程度の人数が乗車しないと路線バスの運行は難しく、竹田地区など他の地域のバスの運行がなくなってしまうことが懸念されているのは現実としてある。
- ・今後三輪小学校の統合が進み、仮に路線バスで通学するようになれば、美和地域から市島方面や丹波医療センター方面に向かう路線ができる可能性もある。そのような今後の状況も見据えて考えていただきたい。
- ・以上のようなことも考慮し、忌憚のない意見をお願いしたい。

《以下、意見交換》

- ・それだけ大事な話を前山小 PTA だけ決定するのも問題だと思う。自分たちは路線バスに反対している訳ではなく、あくまで児童の通学としてのバスの話をしている。
 - ・前山地域はバスで通学できる時点で優遇されているので路線バスでもいいのではないかと。竹田小校区では 3 km 以上ある地域で徒歩通学している児童もいる。
 - ・路線バスはこれから 10 年、20 年と続いていく事業なので後悔はしたくないと思っている。
 - ・ランドセルを背負いシートベルトの装着ができるか児童で試したところ、高学年は問題がなかったが、低学年は難しかった。
 - ・路線バスは大型二種免許が必須で、専用バスは大型一種免許で構わないと聞いた。運転手の安全面を考えると路線バスでもいいのではないかと。
 - ・何か事故があった場合、路線バスであればバス会社と市が被告になると思う。専用バスの場合は PTA も責任を被るかもしれない。その点からも路線バスでもいいと思う。
 - ・配布された『てくてくたんば』を見ると確かに市島地域に路線バスを走らせてほしいと思う。しかし、自分たちは児童の通学について話合っている訳であり、専用スクールバスを希望する声が圧倒的に多かった前山小 PTA を代表して出席しているので、路線バスという選択肢は難しい。
 - ・昔に前山地域の反対があり路線バスが運行されなかったことがあるらしく、そのことを今でも言われることがある。事務局から前山 PTA の責任にはしないと発言があったが、そういった意見を言う人は出てくると思う。統合準備委員会で決まるのは荷が重く感じる。
 - ・自分は竹田地区だが、高齢化も進む中で路線バスが運行されるのはいいことだと思う。ただし、このことは統合のこととは別で考えるべきであるので、議論することが難しい。
 - ・専用バスの通学になると路線バスの運行はやはり難しいのか。
- 朝のデマンドタクシーは 1 便でまかなえる人数の需要しかなく、毎日数人しか乗車していない状態で路線を維持するのは実際難しい。(ふるさと定住促進課)
- ・専用バスが何台も学校に向かうのはどうかと思う。将来的に 1 校になった場合は路線バス通学は出てくるはずなので、先のことを考えて路線バスも考慮してはどうか。
 - ・バス通学で路線バスの話が出てこなければ、統合協議はとてもスムーズにいったのに対立を生む形となってしまっている。無理だとは言われたが通学区間だけを専用バスにするなど柔軟な対応もお願いしたい。
 - ・鴨庄地域にはふれあいバスが運行しているのはわかっているが、路線バスを走らせるという話は全くなかった。地域的な差が生まれてしまっている。
 - ・本日いただいた意見を持ち帰って市の内部でも再度検討させてほしい。場合によっては、市長や副市長も伺うことも考えている。(教育長)
- 来ていただいても構わないが、PTA としてのスクールバスを希望するという結論は変わらないと思う。
- ・最初から路線バスで通学するという話で進んでいたならこのような状況にはなっていなかったと思う。正直 PTA の想いを覆すのは難しい。
- 当初から路線バスを前提とした通学支援の方針を説明したが、当初は公表できる情報が少ない中でスクールバスを選ばれた。その後、路線延伸や社会実験など状況が変わってきたのは申し訳なく思っている。ただし、交通事業者との関係もあり、当初の部会で説明ができなかった部分が多かった点についてはご理解いただきたい。(ふるさと定住促進課)
- (ふるさと定住促進課)

- ・路線バスをスクールバスだと思って乗ればいいのか。児童が乗る区間だけ児童専用バスにできないのか。
- 専用区間を設けると乗合ではなく特定バス扱いになり乗車人数としては扱わないので、需要としては少なくなってしまう。(ふるさと定住促進課)
- ・現在、高校生はどのように通学しているのか。(教育長)
- 女子生徒は車の送迎が多く、男子生徒は自転車が多い。
- もし、高校生の乗車が多ければ増便の可能性もある。(教育長)
- ・路線バスにはシートベルトがないことを心配されている意見があったが、国土交通省令によると、定員が10人を超える車両については、高速道路で運行する車両を除き運転席とその横の席だけシートベルトがあればよいということになっている。利便性も確保する中で、路線バスは一般道のみで低速で走り、バス停には頻繁に停車するため、一般論としてシートベルトの安全性の効果は薄いということも言われている。路線バスはシートベルトをしていないことを前提にゆっくり発進するなど静かな運転をし、着席、手すり、つり革などで体を固定し、「発車します。」など警告の車内アナウンスもする。路線バスでもそのように安全確保に配慮しているという点についてはご理解いただきたい。(ふるさと定住促進課)
- ・意見交換会で事務局が提案した添乗員について、その後何か意見はあったか。(教育総務課)
- 専用スクールバスを希望する声が圧倒的に多いので、添乗員の話は話題に上がらなかった。
- ・添乗員については現役世代の保護者にとっては負担であるので、自治振興会や自治会での実施などは考えられているのか。
- 添乗員の話は通学方法が決まってから考えようとは思っているが、当然、保護者をサポートしていかなければならないと考えている。
- ・統合準備委員会で決めるのが負担という声もあるので、決定の仕方は川上委員長と相談することもできるが、どうするか。(教育長)
- この場では専用スクールバスを希望するという意見でほぼ決まっている。
- 本日来ていない委員もいるので、全体会の前に再度部会を開催し、結論を出すこともできる。(教育総務課)
- 竹田地域としても、前山地域の意見が固まっている以上、それを尊重するべきと考えているので、もう一度協議を行っても同じ結論になるのではないかと。
- 意見は出尽くしており、このままでは統合協議も先に進まないのでは本日採決を取る形がいい。

⇒統合の前山地域の通学支援については、「専用スクールバス」とすることに決定。

●その他

- ・次回以降日程 未定

専用スクールバス想定ルート（登校）

- 1便目 ①前山ふれあいセンター→②今中橋→⑤竹山小
- 2便目 ⑤竹山小→④八日市→③宮ノ下→⑤竹山小

【竹山小】

- 1便目
 - ・ 7:39着
 - ・ 7:41発
- 2便目
 - ・ 7:54着

【1便目】計29名

- ・ 前山ふれあいセンター：16名
- ・ 今中橋：13名

【2便目】計26名

- ・ 八日市：22名
- ・ 宮ノ下：4名

7:30発

①前山ふれあいセンター



7:33発

②今中橋

7:49発

③宮ノ下

7:46発

④八日市



専用スクールバス想定ルート（下校：1便）※時差下校

⑤竹山小→④八日市→①前山ふれあいセンター
→②今中橋→③宮ノ下→⑤竹山小

⑤竹山小



①前山ふれあいセンター



③宮ノ下



②今中橋

④八日市



専用スクールバス想定ルート（下校：2便）※一斉下校

- 1便目 ⑤竹山小→①前山ふれあいセンター→②今中橋 →
- 移動 ②今中橋→⑤竹山小 →
- 2便目 ⑤竹山小→④八日市→③宮ノ下→⑤竹山小 →

①前山ふれあいセンター



②今中橋

③宮ノ下

④八日市



竹田・前山統合小学校 校歌歌詞選考要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、「竹田・前山統合小学校校歌歌詞募集要項」により応募された校歌歌詞（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- （1） 児童が理解しやすい歌詞であること。
- （2） 竹田・前山地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞であること。
- （3） 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞であること。
- （4） 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞であること。
- （5） 「竹山小学校」又は「竹山」の文字を含む歌詞であること。

（選考委員）

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- （1） 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する
竹田・前山地域部会に所属する委員 11名
- （2） 有識者 丹波市立竹田小学校に所属する教員 2名
丹波市立前山小学校に所属する教員 2名

（オブザーバーの参加）

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- （1） 丹波市立市島中学校に所属する国語科教員
- （2） 丹波市立市島中学校に所属する音楽科教員

（選考の手順）

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- （1） 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- （2） 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- （3） 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を竹田・前山統合小学校の校歌歌詞案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を丹波市市島地域市立小学校の校歌歌詞案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を竹田・前山統合小学校の校歌歌詞案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決定するものとする。

竹田・前山統合小学校 校章デザイン選考要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、「竹田・前山統合小学校校章デザイン募集要項」により応募された校章デザイン（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- （1） 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章であること。
- （2） 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章であること。
- （3） 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章であること。

（選考委員）

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- （1） 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する
竹田・前山地域部会に所属する委員 11名
- （2） 有識者 丹波市立竹田小学校に所属する教員 2名
丹波市立前山小学校に所属する教員 2名

（オブザーバーの参加）

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- （1） 丹波市立市島中学校に所属する美術科教員

（選考の手順）

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- （1） 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- （2） 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- （3） 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

（定足数）

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、総務部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決めるものとする。

○丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱

平成28年3月22日

教育委員会告示第5号

改正 平成28年8月30日教委告示第11号

平成28年10月31日教委告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市立学校設置条例（平成16年丹波市条例第72号）に定める小学校又は中学校が閉校するに伴い、閉校記念事業を行う団体に対し、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治協議会 丹波市地域づくり交付金交付要綱（平成19年丹波市告示189号。以下「交付要綱」という。）第2条第1号に規定する自治協議会
- (2) 実行委員会等 当該校区内における地域住民、保護者等の組織で閉校記念事業活動を実施する団体

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体は、閉校する校区の住民で構成された組織である自治協議会及び実行委員会等であって教育長が適当と認めた団体とする。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 閉校記念事業費補助金
- (2) 閉校記念誌発行補助金

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 この要綱による補助金の交付については、原則として閉校する1校区につき1団体とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治協議会及び実行委員会等（以下「補助事業者」という。）は、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により当該補助事業者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた補助事業者は、次の各号

のいずれかに該当するときは、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金変更承認申請書を提出し、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で教育委員会の認めるものについては、この限りでない。

(1) 補助対象事業の全部又は一部について内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の全部又は一部を中止しようとするとき。

2 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金変更交付決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 教育委員会は、事業の運営上必要があると認めるときは、交付を決定した額（以下「交付決定額」という。）を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金概算払請求書に丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付決定通知書又は丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、教育委員会に提出するものとする。

(事業の完了報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して、30日以内又は交付決定の属する年度の3月31日（同日が市の休日にあたるときは、その前開庁日とする。）のいずれか早い日までに丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）及び記念誌発行補助金の実績報告においては記念誌作成データを教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、教育委員会が相当と認める理由により、交付決定の属する年度の3月31日（同日が市の休日にあたるときは、その前開庁日とする。）までに実績報告書の提出が困難である場合は、教育委員会に繰越しの承認を受けなければならない。この場合、当該承認を受けた翌年度において第6条第1項の規定による交付申請をしたものとみなすことができる。

(補助金の確定)

第11条 教育委員会は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 教育委員会は、確定した額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の精算)

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する通知を受けたときは、丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第9条の規定により概算払を受けているときは、確定額から概算払の額（以下「概算払額」という。）を差し引いて請求するものとする。

2 補助事業者は、概算払額が確定額を超えているときは、実績報告書を提出

した日の翌日から起算して7日以内にその差額を丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金概算払精算書により精算するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) その他補助金を交付することが不適切であると認められる事実があったとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月30日教委告示第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年10月31日教委告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費	補助額及び補助率
閉校記念事業費補助金	(1) 閉校記念行事に関する経費 (2) 記念品に関する経費 (3) その他教育長が必要と認める経費	閉校する1校区につき20万円を限度とする。(1,000円未満切捨て)
閉校記念誌発行補助金	(1) 記念誌の印刷製本に要する経費及び記録映像等の作成経費 (2) その他教育委員会が必要と認める経費	1団体あたり25万円及び補助対象となる冊数(閉校する校区の行政区に配布する補助金申請日における市広報配布部数を上限とする。)に1冊あたりの単価(1冊あたりの印刷製本費の2/3の額又は1,000円のいずれか低い方の額)を乗じて算出した額を加算した額(1,000円未満切捨て)。ただし、丹波市及び教育委員会保存資料のため、補助対象となる冊数に20冊を加え補助金額を算定するものとする。

備考 補助対象外経費とは、食糧費その他教育長が特に適切でないと認める経費をいう。

丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の補助対象基準

☆閉校記念事業補助金

記念事業開催に直接必要な経費のみを補助対象経費とします。

※○：補助対象、×：補助対象外

内容	記念事業費補助金	備考
実行委員報酬	×	
実行委員作業賃金	×	
実行委員費用弁償	×	
講師謝金・謝礼金(校区外の講師)	○	
講師旅費(校区外の講師)	○	
閉校記念品作成費	○	式典・行事で配布するもののみ
消耗品費(用紙代、横断幕、立て看板等)	○	記念事業に直接必要な経費のみ
燃料費(ガソリン代、灯油代等)	×	
食糧費(弁当代、飲み物代等)	×	実行委員・校区内住民用
食糧費(講師弁当代・飲み物代)	○	講師(校区外の講師)用
印刷製本費(封筒、チラシ、コピー代等)	○	
光熱水費(水道料、ガス料金、電気料金等)	×	
通信運搬費(郵券料)	○	
通信運搬費(電話代、インターネット回線料等)	×	
広告料(新聞折り込み料等)	○	
クリーニング代(紅白幕、白布等)	○	
業務委託料	×	
記念碑作成工事代	×	
備品購入費	×	

☆閉校記念誌発行補助金

・記念誌の補助金は、基本的に『記念誌の印刷製本に要する経費(印刷代)』及び『記録映像等の作成経費(DVD作成経費等)』のみ

☆補助対象経費かどうか判断が難しい場合は、補助金申請をいただいた時点で査定させていただきます。

丹波市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱に関するQ&A

<閉校記念事業費補助金>

- 1 Q : 閉校記念事業は、閉校式と同じ日に実施しなければ補助対象とならないのか？
A : 基本は閉校式と同日と考えますが、地域の事情も鑑み、閉校式前後の日程での実施も補助対象とします。

- 2 Q : 記念行事で、食糧費は補助対象外となっている。弁当等は食糧費だろうが、例えば、立食パーティー等で焼きそばをつくる際の、材料費（そば代等）は補助対象となるのか？
A : 材料代は、補助対象経費とします（記念事業として地域住民が交流を行うための費用）。また、式典時のペットボトルのお茶も補助対象経費とします。

- 3 Q : 記念事業終了後、補助金申請を行い、入金を待っていると、4月以降となってしまう。会計上は未収金になるし、業者への支払いも遅くなる。概算払いをしていただき、事業実施後精算するようにできないか？
A : 補助金の交付決定額を限度として概算払いすることができますので、必要な場合は所定の手続きをお願いします。

<閉校記念誌発行補助金>

- 1 Q : 委員謝金、編集作業は補助対象経費となるのか？
A : 補助対象経費とはいたしません。
記念誌の補助金は、基本的に『記念誌の印刷製本に要する経費（印刷代）』及び『記録映像等の作成経費（DVD作成経費等）』のみとしています。

- 2 Q : 1団体あたり25万円の考え方は？
A : 25万円については、印刷原版作製費と考えています。印刷原版は、印刷部数の多少に関係なく必要であり、単純に発行部数に単価を掛け補助金算定とすると、印刷部数の少ない団体は補助金額が実際の経費に比べて非常に少なくなることが予想されます。

3 Q : 記念誌の冊数×1,000円とあるが、(記念誌は作成せず)DVDのみ作成する場合は、DVDの作成数を記念誌の冊数と見れないか?

A : DVDの作成数(セット数)は冊数とします。

※2枚1セットなら1セット(冊)。

※1冊あたりの単価(1冊あたりの印刷製本費の2/3の額又は1,000円のいずれか低い方の額)を乗じて算出した額を加算した額。

4 Q : 記念誌は作成し、販売をして良いのか?

A : 補助金により作成した記念誌は販売できませんが、振興会の経費で(原版を活用し)作成した記念誌は販売可とします。

<その他>

1 Q : 記念事業や記念誌に係る委員の謝金や費用弁償は対象となるか?

A : 校区内委員の謝金や費用弁償は補助対象経費とはなりません。

青垣地域閉校記念事業補助金（参考）

振興会名	支出	財源		参加者数	補助対象・対象外経費の主なもの
		市補助金	自己資金		
A自治振興会	637,469円	200,000円	437,469円	320名	補助対象：オルゴール、編曲準備費、校章版代、写真セット代 等 補助対象外：写真撮影委託料、写真代
B自治振興会	90,366円	90,000円	366円	430名	補助対象：風船、ヘリウムガス、止め具、色紙、印刷費 等 補助対象外：なし
C自治振興会	206,198円	200,000円	6,198円	350名	補助対象：記念タオル、展示コーナー消耗品、看板・展示コーナー印刷費、みそ汁、うどん、うどん湯がき用LPガス 等 補助対象外：振込手数料
D自治振興会	940,478円	200,000円	740,478円	300名	補助対象：そば、広告印刷・折込料、記念碑序幕諸費用、黄色いハンカチ布 等 補助対象外：記念碑工事代、記念切手シート

青垣地域閉校記念誌発行補助金（参考）

振興会名	支出 記念誌代	財源		発行部数	備考
		市補助金	自己資金		
A自治振興会	1,684,800円	835,000円	849,800円	700冊	
B自治振興会	1,004,400円	919,000円	85,400円	738冊	
C自治振興会	738,720円	731,140円	7,580円	495冊	
D自治振興会	1,227,400円	617,000円	610,400円	700冊	うち333冊は対象外

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校（以下「市島地域4小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。
- (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し識見を有する者
- (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者
- (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者
- (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者
- (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者
- (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全体会
- (2) 部会

(全体会の構成)

第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。

(全体会の会議)

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校(以下「市島地域5小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (部会の設置)</p>	<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校(以下「市島地域4小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 全体会</u> <u>(2) 部会</u> <u>(全体会の構成)</u></p>

<p>第7条 準備委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の内容及び構成については、準備委員会で協議の上、決定する。</p> <p>3 部会は、協議の経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。</p> <p>(部会の部会長及び副部会長)</p> <p>第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</p> <p>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</p> <p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第9条 部会の会議は、第6条の規定を準用する。</p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第10条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</p>	<p>第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</p> <p>(全体会の会議)</p> <p>第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。</p> <p>2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(部会の構成)</p> <p>第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。</p> <p>2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。</p> <p>(部会長及び副部会長)</p> <p>第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</p> <p>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</p> <p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。</p> <p>2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。</p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------